

三洋貿易グループ 人権方針

1. 人権尊重のコミットメント

私たち、三洋貿易株式会社は、「堅実と進取の精神、自由闊達な社風のもと、柔軟かつ迅速に最適解を提供し、国際社会の永続的な発展と従業員の幸福を共創する」を果たすべきグループミッションに掲げ、「世の中の課題解決に貢献し、人と地球の笑顔をつくる」をあるべきビジョンとして追求し続けています。

これらの理念を前提とし、私たちは、「サステナビリティ基本方針」に基づき持続可能な国際社会の実現と中長期的な企業成長の両立を目指すため、人権尊重のための取組を推進することをここに表明し、その指針となる三洋貿易グループ人権方針を策定します。

2. 適用範囲

本指針は、三洋貿易グループ（三洋貿易株式会社及び三洋貿易株式会社のグループ会社）の全役職員に適用します。

3. ガバナンス

人権尊重のための取組は、三洋貿易株式会社サステナビリティ委員会（委員長：サステナビリティ担当役員）の分科会である人権委員会（委員長：人事総務部長）が管掌します。

人権委員会の委員長は、人権尊重のための取組に関する方針及び施策について、人権委員会で協議の上、サステナビリティ委員会に報告します。サステナビリティ委員会の委員長は、検討・協議された方針や課題等を取締役会および執行役員会に報告します。重要事項については、取締役会に付議します。

取締役会は、このプロセスを監督し、必要に応じて対応を指示した上で、人権尊重のための取組に関する課題を考慮した経営方針・年度予算等の重要事項を審議・決定しています。

4. 国際的に認められた人権の尊重

私たちは、国内法令及び三洋貿易グループが事業活動を行う各国の法令を遵守することはもちろん、「国際人権章典」や「労働における基本原則および権利に関するILO宣言」等で掲げられている国際的に認められた人権の基準を尊重し、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」等の指針に沿って人権尊重の取組を行います。

また、私たちは、国連グローバルコンパクト（UNGC）に署名・賛同する責任ある企業として、UNGCの4分野10原則にコミットします。

なお、法令と国際的に認められた人権の基準に矛盾が生じた場合は、法令を遵守しつつ、国際的に認められた人権の基準を最大限尊重する方法を追求します。

5. 人権に関する重要課題

私たちは、以下の項目を人権に関する重要課題として認識し、必要な取組を行います。なお、これらの重要課題は、定期的に見直しを行います。

- （1）結社の自由及び団体交渉権の実行的な承認
- （2）あらゆる形態の強制労働の撤廃

- (3) 児童労働の実効的な廃止
- (4) 雇用及び職業についての差別の撤廃
- (5) 安全かつ健康的な作業環境
- (6) あらゆるハラスメントの禁止
- (7) 適正な賃金の支払い及び労働時間の管理
- (8) 個人情報保護
- (9) 環境保護
- (10) ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン (DEI)

6. 人権デュー・デリジェンスの実施

私たちは、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」等の指針に従い人権デュー・デリジェンスを実施することにより、負の影響の特定・評価、負の影響の防止・軽減、取組の実効性の評価、説明・情報開示を定期的に繰り返し、ステークホルダーとの対話を重ねた上で、人権尊重のための取組を実践します。

7. 救済へのアクセス

私たちは、「三洋貿易グループコンプライアンス相談窓口」を通じて人権に関する苦情を受け付け、人権侵害の予防及び是正措置を取ることで、救済へのアクセスを確保します。

8. ステークホルダーへの働きかけ

私たちは、三洋貿易グループが事業活動を行う上で関わる全てのステークホルダー（ビジネスパートナー、サプライヤー及びその他の関係者）に対して、本指針の趣旨を尊重することを期待します。

また、これらのステークホルダーに継続して働きかけを行い、対話を重ね、類似の方針を採用するよう促すほか、協働して人権尊重のための取組を推進します。

9. 人権に関する教育

私たちは、本指針が適用される全役職員に対し、人権尊重のための取組の推進に資する教育を継続的に実施します。

10. 情報開示

私たちは、本指針に基づいて行われる人権尊重のための取組の進捗状況を適時に社内外に公表し、全てのステークホルダーへの説明責任を果たします。

11. 改廃

本指針の改廃については、人権委員会が起案し、サステナビリティ委員会に報告した上で、同委員会の委員長より、取締役会に報告・付議するものとします。

三洋貿易株式会社
代表取締役社長 新谷 正伸
制定 2024年9月10日